

平成26年6月

再生可能エネルギー電気の買取りの  
お申込みをされるお客さまへ

関西電力株式会社

認定失効等に伴う再生可能エネルギー電気の買取申込みにかかる取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」（以下、「再エネ買取制度」といいます。）に基づき、弊社へ再生可能エネルギー電気の買取りにかかるお申込み（以下、「再エネ買取にかかる申込み」といいます。）を頂戴いたしました。が、今後、お客さまが取得された設備認定が失効等により無効となった旨、経済産業省より弊社に通知があった場合、弊社は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」第6条4号ニの規定に基づき、下記のとおり取り扱いますので、予めお知らせいたします。

敬具

記

## 1. 取扱内容

- (1) お客さまが取得された設備認定が無効となった旨、経済産業省より弊社が通知を受けた日を以って、お客さまからご提出いただいている「系統連系申込書一式」、「電力受給契約申込書一式」、「電気使用申込書一式」（以下、これらを「当該申込書一式」といいます。）について、無効とさせていただきます。

なお、これに先立って、弊社がお客さまに対し、お客さま発電設備の連系を承諾する旨回答している場合、または、弊社がこれにかかる電気を供給する旨承諾している場合であっても、同様に取り扱わせていただきます。

- (2) (1)のとおり取り扱った場合、当該申込書一式について、弊社は、無効とした日から起算して1年間保管しますが、当該期間経過後は、廃棄させていただきます。

なお、当該期間内にご返却を希望される場合は、予め発電設備の設置場所を所管する弊社事業所 (<http://www.kepco.co.jp/corporate/info/community/index.html>) へご連絡の上、お受け取り願います。

- (3) (1)、(2)に関して、特段の事情がない限り、弊社から改めてお知らせいたしません。

## 2. ご確認事項

お客さまが、改めて再エネ買取にかかる申込みをされる場合は、当該申込みの時点をもって、“系統連系の容量を確保する”とともに、“調達価格等の適用にかかる判定する”こととなりますので、予めご承知置き願います。

以上